

様式第1（第3条関係）（表面）

① 特定施設 ~~（有害物質貯蔵指定施設）~~ 設置 ~~（使用、変更）~~ 届出書

② ○○年△△月□□日

（あて先）千葉市長

③ 千葉市若葉区●●町●●-●●
●●工業 株式会社
届出者 代表取締役 ●● ●●

④ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

水質汚濁防止法第5条第1項、~~第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）~~の規定により、特定施設 ~~（有害物質貯蔵指定施設）~~ について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		⑤ ●●工業千葉第1工場	※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地		⑥ 千葉市若葉区●●町●●-●● 別図○ 「事業場の位置及び 排出水が主たる公共用水域へ 至るまでの経路を明記した地 図」のとおりに	※ 受 理 年 月 日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類	⑦ 65 酸又はアルカリに よる 表面処理施設 (別図○ 「特定施設一覧 表」のとおりに [任意])	※ 施 設 番 号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	⑧ 有 ☒ 無 ☐	※ 審 査 結 果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおりに。	※ 備 考	⑨
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2のとおりに。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおりに。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおりに。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおりに。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおりに。		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおりに。			
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類		⑩	
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおりに。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおりに。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおりに。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおりに。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおりに。		

様式第 1（第 3 条関係）（表面）

第 5 条 第 3 項 関 係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	☐ 有害物質使用特定施設	⑩	⑨
		☐ 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
- 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙 1 の 2 を提出することを要しない。
- 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
- 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 5 ※印の欄には、記載しないこと。
- 6 排水水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
- 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。

(参考)

⑪ 届出担当者連絡先	⑫ 標準産業分類
所属・氏名 ●●工業千葉第1工場 施設課 ●●●●●	●●●●●
所在地 (〒262-0013) 千葉市若葉区●●町●●-●●● 電話： 043-●●●●-●●●● FAX： 043-●●●●-●●●● E-mail： ●●●●@●●●●	

記 載 要 領

- ① 「特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置(使用、変更)」のうち該当する事項以外は消去する。
- ② 届出書を提出する日を記入する。
- ③ 届出者が法人の場合は、本社又は工場若しくは事業場の所在地及びその名称並びに代表者の職名及び氏名を記載する。届出者が個人の場合は、届出者の住所及び氏名を記載する。
なお、法人の場合で会社の代表者ではなく、工場長等が届け出る際は、本社代表者が届出等を工場長等に委任する旨の委任状を添付する。
- ④ 該当する事項以外は消去する。
- ⑤ 法人の場合は、工場又は事業場の名称を記載する。個人事業の場合で工場又は事業場の名称がないときは、事業主の氏名を記載する。
- ⑥ 「千葉市」から書き始め、番地まで記載する。
- ⑦ 設置されている全ての特定施設の番号及び名称を記載する。
※水濁法施行令別表第1に掲げる特定施設。みなし指定地域特定施設にあつては、その名称
※書ききれない場合は特定施設一覧を添付してください。
- ⑧ 特定施設での水濁法施行令第2条に掲げる有害物質の使用の有無について記載する。
- ⑨ ※部分について届出者は記入しない。
- ⑩ 届出が不要な別紙については、斜線により消去する。
- ⑪ 届出担当者連絡先等を記載する。届出内容の確認等に使用します。
- ⑫ 特定事業場の代表的な産業を、日本産業分類（4桁、細分類）で記載する。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	① 酸洗浄槽	混酸廃液タンク（A-1）
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	② 65 酸又はアルカリによる表面処理施設	有害物質貯蔵指定施設
型 式	③ ○○社 ○○－○○モデル	○○社 ××－××モデル
構 造	④ 鉄製、内部を塩化ビニールライニング（構造図は資料○のとおり）	ステンレス製（構造図は資料○のとおり）
主 要 寸 法	⑤ 槽寸法 ・酸浸槽1m×1m×1.5m×1槽	・1000mm×1000mm×1500mm 1基
能 力	⑥ ねじ 3,000個/日	貯蔵量：1500L
配 置	⑦ 別図○ 事業場平面図のとおり	別図○ 事業場平面図のとおり
床 面 及 び 周 囲	⑧ 床面：厚さ100mmのコンクリート 周囲：防液堤を設置（3m3） （別図○防液堤の構造図のとおり〔任意〕）	床面：厚さ100mmのコンクリート エポキシ樹脂で被覆 周囲：防液堤（貯留量：2000L） （厚さ50mmのコンクリート、エポキシ樹脂被覆） （別図○のとおり）
設 置 年 月 日	⑨ ○○年○○月●●日	年 月 日
工事着手予定年月日	⑩ ○○年○○月××日	
工事完成予定年月日	⑪ ○○年▲▲月▲▲日	
使用開始予定年月日	⑫ ○○年■●月■●日	
その他参考となるべき事項		

配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質指定貯蔵施設に関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

記 載 要 領

①当該工場又は事業場内の全特定施設のうちから当該特定施設を特定するために任意の番号、名称等を付与して記載する（重複不可）。

同一型式の特定施設を複数台設置する場合は、1列に記載しても可（別紙1以降も同様に記載する）。

例）：冷却洗浄施設A～D、流し台A～F 等

②水濁法施行令別表第1に掲げる番号名称を記載する。なお、有害物質貯蔵施設の場合は、その旨記載する。

③メーカーの型式等を記載する。

型番でも可。「構造図（カタログ）」のとおりとしても良い。

④材質等を記載する。構造図がある場合は構造図を添付し、「別図参照」としてもよい。

⑤主要寸法（縦×横×高さ（深さ））をメートル又はミリメートル単位で記載する。ただし、寸法を記入した構造図等を添付した場合には、「別図参照」としてもよい。

⑥特定施設等の製造能力、処理能力等を日単位又は時間単位で記載する。

⑦当該施設及びこれに関連する主要機械・主要装置の配置を記載する。

記載が難しい場合は、添付資料として図面を添付する。

⑧当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載する。流出防止対策として防液堤を設置する場合は、容量を記入し、構造図を添付する。

例）床面記入例：厚さ100mmのコンクリート

周囲記入例①：防液堤を設置（〇〇m³）（別図〇「防液堤の構造図」のとおり）

周囲記入例②：モップ、ウエス等を設置し漏洩時はただちにふき取る。

※周囲の構造については、想定される流出量分の有害物質を含む水の流出を防止できるような措置を講じること。

⑨本届出で設置する施設、変更する施設は記載しない。既に設置済みの施設は施設を設置した日を記載する。

⑩今後の予定年月日を記載する。工事着手は、特定施設本体の着手日を基本とするが、有害物質使用特定施設の場合は、施設に付帯する設備（床面及び周囲、配管等）を含めた工事の着手日とする。日付は原則届出提出日から60日より後の日付で記載する。

⑪工事が完了する予定日を記載する。工事完成とは、試運転が可能となることをいう。

⑫施設の使用を開始する予定日を記載する。使用開始には、試運転を含む。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号 ①	酸洗浄槽	混酸廃液タンク（A-1）
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別 ②	6 5 酸又はアルカリによる表面処理施設	有害物質貯蔵指定施設
設備 ③	地上配管 排水溝（側溝、ためます） 地下配管（トレンチ内設置） 漏洩検知設備（液面センサ）	フランジ×2 バルブ×1
構造 ④	地上配管 ⇒ 塩ビ製 排水溝（側溝） ⇒ コンクリート製 排水溝（ためます） ⇒ ステンレス製 地下配管（トレンチ内設置） ⇒ コンクリート製 漏洩検知設備（液面センサ） ⇒ 鉄製	フランジ、バルブ ステンレス製 防液堤内に漏えい検知センサー設置
主要寸法 ⑤	地上配管：φ100mm×30m 排水溝（側溝） ：幅300mm×深さ200mm×10m 排水溝（ためます） ：500mm×500mm×400mm 地下配管（トレンチ内設置） ：幅300mm×深さ200mm×5m 漏洩検知設備 ：100mm×100mm×50mm×2個 （別図○「構造図」のとおり）	
配置 ⑥	別図○「事業場平面図」のとおり	
設置年月日 ⑦	〇〇年〇〇月●●日	年 月 日
工事着手予定年月日 ⑧	〇〇年〇〇月××日	年 月 日
工事完成予定年月日 ⑨	〇〇年▲▲月▲▲日	年 月 日
使用開始予定年月日 ⑩	〇〇年■ ■ 月 ■ ■ 日	年 月 日
その他参考となるべき事項 ⑪		地上配管：目視により漏洩が容易に確認できる

配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

記 載 要 領

①別紙１の「工場又は事業場における施設番号」に記載した名称を記載する。

②水濁法施行令別表第1に掲げる番号名称を記載する。

③有害物質使用特定施設に付帯する、配管、排水溝、ポンプ、柵等の設備について記載する。地上配管、地下埋設配管、排水溝、トレンチ内設置の配管、代替措置（液面センサー等）等の、対象となる構造基準が判断できるように分けて記載する。

配管等の該当する設備が無い場合や設備に有害物質を含む水が流れない場合は、「該当なし」と記載する。また、検知設備を有する場合その旨を記載すること。

④③の分類で材質等を記載する。構造図がある場合は構造図を添付し、別図参照としてもよい。

⑤主要寸法（縦×横×高さ（深さ））をメートル又はミリメートル単位で記載する。ただし、寸法を記入した構造図等を添付した場合には、「別図参照」としてもよい。

⑥当該施設及びこれに関連する主要機械・主要装置の配置を記載する。
記載が難しい場合は、図面を添付し、「別図参照」としてもよい。

⑦本届出で設置する施設、変更する施設は記載しない。既に設置済みの施設は施設を設置した日を記載する。

⑧今後の予定年月日を記載する。工事着手は、特定施設本体の着手日を基本とするが、有害物質使用特定施設の場合は、施設に付帯する設備（床面及び周囲、配管等）を含めた工事の着手日とする。日付は原則届出提出日から60日より後の日付で記載する。

⑨工事が完了する予定日を記載する。工事完成とは、試運転が可能となることをいう。

⑩ 施設の使用を開始する予定日を記載する。使用開始には、試運転を含む。

⑪地上配管の場合、漏洩を目視により容易に確認できるか記載すること。
有害物質を含む水が流れない場合（定量下限値未満）には、構造などに関する基準が適用されないの旨記載すること。

例）廃液は3次洗浄まで回収して産廃処理。4次洗浄水以降を特定施設に排水するため
有害物質を含む水は流れない。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	① (1) 酸洗槽A	混酸廃液タンク (A-1)
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	② 6 5 酸又はアルカリによる表面処理施設	有害物質貯蔵指定施設
設 置 場 所	③ 別図○「事業場平面図」のとおり	別図○「事業場平面図」のとおり
操 業 の 系 統	④ 別図○「特定施設を含む操業の系統図」のとおり	廃液の貯蔵
使 用 時 間 間 隔	⑤ 連続	1 日に 1 回
1 日当たりの使用時間	⑥ 24時間	1 時間/回
使用の季節的変動	⑦ なし	なし
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	⑧ 硫酸 (50%液として使用) 900kg/日	
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)	⑨	硝酸を含む廃液
その他参考となるべき事項	⑩ 有害物質を含む廃液については、1日1回混酸廃液タンク (A-1) へ排出し保管。その後産廃として処理	廃液は月○回の頻度で、産廃として処理を委託している。

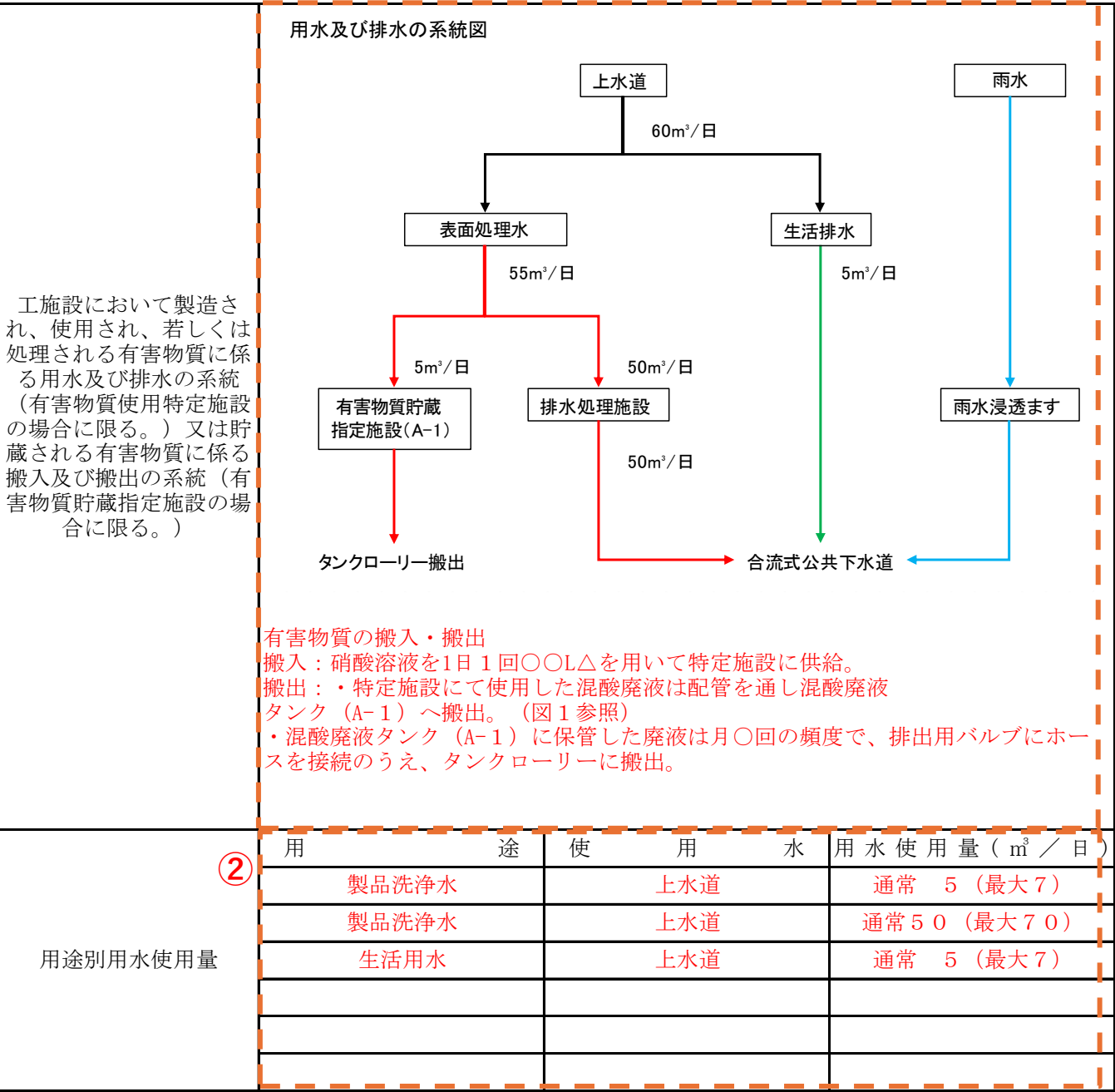
備考

有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

記 載 要 領

- ①別紙 1 の「工場又は事業場における施設番号」に記載した名称を記載する。
- ②水濁法施行令別表第1に掲げる番号名称を記載する。
- ③当該施設及びこれに関連する主要機械、主要装置の配置を記載する。
記載が難しい場合は、添付資料として図面を添付する。
- ④特定施設を含む操業の系統について工程図等を添付する。
- ⑤使用時間間隔を記載する。「連続」、「2時間間隔」、「随時」等
- ⑥1日当たり何時間使用するかを記載する。
- ⑦旅館業等のように特定施設の使用に季節変動がある場合に、その概要を記載し、変動がないものは「なし」と記載する。
- ⑧特定施設を含む作業工程において汚水に影響を与える原材料、薬品名及びその使用量を記載する。
別途、薬品リスト等を添付してもよい。必要に応じて、SDS等を添付する。
- ⑨貯蔵する有害物質の種類について記載する。
- ⑩有害物質の製造、処理等を行っており、原材料や貯蔵に記載されていない有害物質がある場合には記載すること。また、有害物質を含む廃液の処理方法について、記載する。

用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）



備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないこと。

記 載 要 領

(設置の届出及び使用の届出の場合)

①用排水のフローがわかる水バランス記載する。この欄に記入できない場合は、別資料を添付すること。
さらに、給水経路、排水経路、雨水経路を記載した図面を添付すること。また、経路ごとに色分けする等、各経路が区別できるようにすること。

②事業場全体で使用する水の量（用水量）を、用途別、水源別に記載する。

※水量は届出内（別紙２～４に記載の数量、他に用水及び排水量を記載した図面がある場合はその数値）で水収支の整合性をとること。